

※横浜市農業専用地区（現在 28 地区、1,071 ha）

港北ニュータウン開発に伴う農地のゾーニングとして、農振制度に先行きしてS44 制度化。
都市農業の確立と都市環境を守ることを目的とした独自の農業振興施策を市全域で展開してい

いこのへ
横浜市池辺地区

つだ
* 都田第一土地改良区 * 池辺農業専用地区

【農地耕作条件改善事業】
令和元年度事業費 40,000千円（前年比91%）

【市街化区域（港北ニュータウン）に隣接する丘陵地にある集団農地】

老朽化した畑地かんがい施設の再整備や土砂流失防止柵等農地保全施設の整備を進めている。



第2機場 →
左端は除砂装置

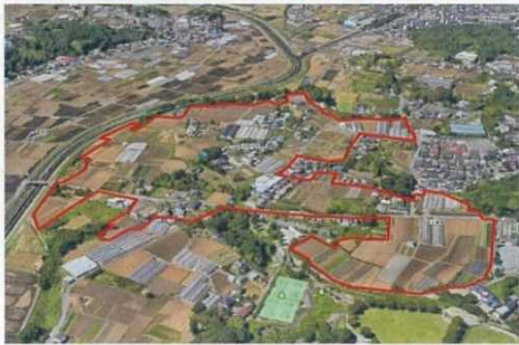


横浜市東俣野地区

* 東俣野土地改良共同施行 * 東俣野農業専用地区

【農地耕作条件改善事業】
令和元年度事業費 60,000千円（R元新規地区）

整備後40年以上経過し老朽化した畑地かんがい施設（配管、給水栓など）を更新する。



境川左岸に広がる地域の全景。東西に高低差2.5m程度の丘陵地形。露地・施設野菜を栽培。



←給水栓型
給水枘型→
（整備前）



ひがしかたほくぶ
横浜市東方北部地区

* 東方北部土地改良区 * 東方農業専用地区

【農地耕作条件改善事業（計画中 R3～予定）】

畑地かんがい施設の更新を計画中



ほうれん草の収穫作業



第1機場

井戸から排出された砂礫→

